

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【8】」

2. 日時：令和2年11月27日(金) 16時00分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、
薩川審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、田邊火災対策二係長、山下火災対策係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ マネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所第3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請書の審査スケジュール(案)
- ・資料-2 大飯3、4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-3 大飯発電所第3号機(4号機)火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- ・資料-4 コメント回答内容を記載した補足説明資料の整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁サツカワです。
0:00:05	ただいまから、大飯の火災感知器やバックフィット関係の設工認のヒアリングを始めたいと思います。ヒアリングは文字起こしを使えますので、会長発言したようにK1 てください。
0:00:20	また、発言される際には最初にちょっと名前をおっしゃってから発言するようによろしくお願いします。
0:00:28	では筆頭関西電力から説明をよろしくお願いします。
0:00:33	I上関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。本日はよろしくお願いいたします。最初にまずは資料の構成とですね、本日の進め方についてご説明したいと思います。洞道で戻しNo.全部から4までがあるかと分類ますが、
0:00:52	この資料0 ご覧いただきながら、本日、四つの資料がございます。訂正資料内側スケジュールに関する、これは一番最後にさせていただきたいと思えます。資料2 ですね、パワーポイントで、今後の審査会合現法において作成した資料でございます。
0:01:09	これは後にご説明いたします。また資料3と4は、これまでにちょうどした補足説明資料のO※2 でございます。その中で、またこの後資料2 からご説明いたしますので資料に行っていたいただきたいんですが、
0:01:26	資料2 がございますけれども、パワーポイントとして、本日、目次に1から5に形で、これまでちょうどしたコメント回答等を記載しております。最初に目次の1にございます。2 審査会合でホームページみたいな話を持っているの。
0:01:44	その辺りをご紹介した上で、4 ページのところ、基本設計方針の見直し私どもの今回の整理について、考え方をご説明させていただきたいと思えます。そのうちですね基本設計方針はその後検討チームですが、個別事項と続くんですが、
0:02:03	すみませんがちょっとBのコメント審査会合に残ってるコメントの回答のほうを優先させたいと思えますので、15 ページまで飛んでいただいてそのあと15 ページ以降ですね、放射線量が高い順について、多分アセット考えているのか。
0:02:19	いったところをご説明させていただきたいと思えます。これで一通りパワーポイントの分析をした上で、ページ資料参考資料4 でこれはせんと考えていただければありがたいんですか。資料のほうでこれまでに32 号コメントいただいてまして。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	掃気 18 項ですね、今回、資料 3 のほうに反映してございます。またあわせて審査会合の資料とか、補正で見直すということも含めて、こちら資料 4 のほうで 5 未満ミツイしてございますので、
0:02:53	そういった段取りページまず前半ページ弊社の方からご説明させていただきたいと思います。それでは資料 2 を用いまして、関係者の方からご説明いたします。
0:03:04	はい。これは資料 2 のほうを使って決名させていただきます。まず 1 ページ目のほうに目次を書かせていただいておりますけども、私いただきます。
0:03:17	それで右肩 2 ページ目ご覧ください。
0:03:20	2 ページ目に審査会合におけるコメント及び対応方針ということでお流していただいております。
0:03:27	4 月 30 日の第 1 回審査会合飲み会とコメントを 10 月 13 日の第 2 回審査会合コメントについて回答部分をするハッチングとして書かさせていただいております。
0:03:38	No.1 から多分書いてあるコメントにつきましては、
0:03:42	第 2 回の審査会合 2 で回答済みということになる。
0:03:46	なっておりますので内容は変わっておりません。
0:03:50	No.4 から 6 につきましては、高放射線エリア、
0:03:55	に関するコメントでして、これにつきましては全体の回答方針としましては、高放射性エリアにおける火災の感知の考え方と感知器の種類及び設置場所について我々のほうに再検討しましたので、
0:04:09	その説明と、また本文の適用指針等添付資料の火災防護に関する名称のそれぞれの内容の記載レベルっていうのを、構成っていうのを再整理してきましたので、パソコンの内容については本文添付のほうに記載の内容を見直すということを我々の書いて欲しいとかしていただいております。
0:04:29	この内容については、また会合資料、
0:04:32	及び補足説明書のほうで、しっかりしております後程説明させていただきます。
0:04:38	ページ目にいただきまして、ただマナーしまして、海水管トンネルよりは、CV工程上につきましては、
0:04:46	この内容については漢字の典型等にこちらの見直しておりますので、先ほどと同様に、本文の研究者の記載レベルのほうは見直して、今後の補正内容の方を見直す回答方針としております。
0:05:04	この感知器の設計方針につきましては第 2 回の審査会合にて説明済みですので、詳細を確認したいと思う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:11	選ぶ白金につきましては、計算値と同等の機能不全について、こういうの信号を発する感知器と組み合わせているものについて説明し反映することということで、だめ
0:05:24	九つの来訪者の参考及び付録説明書のほうに概要のほうを今日でまとめておりますのでの冗長化していただきます。
0:05:32	怠けんつきましては、消防設備士とか電力会社の責任分担について説明することということで、これ説明書に-4のほうに反映しております。
0:05:45	右肩4ページ目のほうをご覧ください。
0:05:49	これはページ目には基本的にはおっしゃる見直しについてということで、今回我々のほうで基本設計方針のほうを見直しをさせていただこうと思っております。
0:05:58	まず見直しの背景についてなんですけども。
0:06:01	もともとの感じで悪意と要求踏まえて我々で設工認のほうでは、
0:06:07	すべての伐採区域区画に共通する基本設計方針変更内容に加えまして、各火災区域または火災区画及び個別のエリアの設計まですべて詳細に記載をしなくなっておりました。
0:06:22	なんですけども、基本設計方針に記載すべき事項とその再度即時
0:06:28	の内容っていうのがこの下の違いとなっておりますので、以下に示す通り、本文と添付資料の記載レベルの母線について改めて提示しましたので、後の内容的にはセキ温泉の方は見直すこととしております。
0:06:43	基本設計の箇所の見直しの考え方は下のほうに飛ばさせていただいているんですけども、まずすべての火災区域及び火災区画に本設の設計方針を以下に示す三つの観点で記載することとしております。
0:06:58	一つ目が、
0:07:00	感知器がついてついた技術基準規則の要求事項っての、取り込むことで二つにつきましては、THAI稼働時からで本社変更点として、
0:07:11	床で設置している一部の方が除きまして、すべての火災区域及び火災に対して2種類の一連の感知器をつけることでの明確にすると。
0:07:24	戸建ましては、火災区域または火災区画を細分化した個別のエリアの位置は感知器を消防法施行規則に従う田方細片化放熱できないんやについてそれらの病棟スミ設計方針として、
0:07:39	感知器の設置場所であったり、安全意識の選定方法た環境条件前の考慮事項というのを記載することとしております。この三つを業績方針とするような見直しとなっております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:53	添付資料の記載につきましては、まず、区部火災区域火災区画の個別設計と いうのを具体的に記載するようなセキを選択しております。
0:08:06	先ほど専務が説明がありました通り、ページ目から 14 ページ目は、基本的な 見直しについてという内容につきましては、第 1 単体としていただきまして、
0:08:19	15 ページ目の内容から説明していただきます。
0:08:24	ページ目からは、
0:08:26	放射線量が高い火災感知器設計についてということもあって、
0:08:31	例えば一部前回のヒアリングのときから説明が準備する箇所もあるかと思うん ですけれども、
0:08:38	まず(1)として、
0:08:41	御社線量が高いエリアの定義を記載しております。
0:08:45	我々の管理区域内の線量当量区分に応じまして、三つの区分に分けておりま して、
0:08:54	1mSv個予定のある区域としまして 1 分差損益の定量例えば 3 けども、これを 定義されます。
0:09:02	今回の接続においては、この分散に該当する場所っていうのを保守的にも高 いエリアとして設定しました。
0:09:10	その区分 3 については、その現場では標識であったり、
0:09:14	定常管理等で明確に罰則がつけていただけるようにしております。
0:09:19	この内容も本件規定しております。
0:09:23	(2)のほうをご覧ください。
0:09:26	本社転用が高い仮換地低減を考慮事項というのを記載させていただいており ます。
0:09:33	まず放射線量が高いエリアというのは、ミツイの前提としまして、
0:09:38	3 機の設置または保守点検時の作業の被ばくの防止の観点、
0:09:43	これはやはり第 1 に大事と考えました。この観点から、
0:09:48	当該エリアの倉庫放射線エリアの外の表現RIすることをもってとしまして、
0:09:55	入口付近からの物資の熱感知器とアナログ式の煙感知器AのU試験の線量 が低い場所に設置するってのは、これオキタエコー放射線の線量が高い場所 の基本設計とまず設定しました。
0:10:10	やっぱり答えるただし書きとしましては、正しいということで、放射線の高い医 療の中に細胞 50 の機器、
0:10:19	ある意味、FAの受ば安全停止に必要な機器を設置しているエリアについて は、この安全停止の機器の方の拠点として指定エリアの中にアナログ式でな いんです感知器、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:34	天井でも壊れない感知器っていうのを設置して、エリア近傍にアナログ式の煙感知器、
0:10:41	を設置する設計としました。
0:10:44	行うことについては、もうすでに高いのは、
0:10:49	漢字の補強が切れされるためにアナログ式感知器を選定するということにさせていただきます、
0:10:57	16 ページ目をご覧ください。
0:11:02	16 ページ目につきましては、(3)で元金の
0:11:06	設定または保守点検作業の被ばくの関係に記載いただいているんですけども。
0:11:12	この内容につきましては前回のヒアリングとほぼ同じ内容ですので、内容については割愛させていただきます。
0:11:20	線量が高い場所ですので、園児被ばくの確保と考えられるということで期待しております。
0:11:28	(4)につきましては、音声による監視機能の保障の観点まして、一つ目の報告でも過去にCV内の燃料費の年間月オオタみたいにちょっと使ってる実績がありますので、
0:11:42	700 式の感知器を設置する場合には、放射線テロということを確認できると性格発揮いただいております。
0:11:51	二つ目のことでは、以上のことよりはアナログ式の管理と壊れる可能性があるので、
0:11:58	エリアの中で来る場合には幌似知らない感じ鉄の会長。
0:12:09	日本ください。
0:12:12	今まで見させていただいた内容をほぼ到達して検索していただいております。
0:12:18	まず一つ目の火災区域区画を徹底します。
0:12:23	そん中で放射線量が 1 ミリシーベルトを超える恐れがあるか否か。
0:12:27	でのデータの差別化をしております。
0:12:30	超えない場合にはNOに行きまして区分 1 といたしまして、まことなしの感知器を消防法施行規則に基づき設定しております。
0:12:40	日分担となって下においてきた場合には、監視機能班の設置場所点検における作業に広く懸念されるエリアとしていただくこととなります。
0:12:50	皆さんに使っていると、このうち弊社の安全停止機器があるかないかっていう形の差別化で可能となった場合には、先ほど説明させていただいており、エリア近傍に
0:13:04	アナログ式の煙と熱を設置する場所として選定します。それらのエリアが今平均差し替える通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:12	下に書いてあるエリアになります。
0:13:17	で、後者のエリアの中に現印象で提出先がある場合には、どのましまして、
0:13:24	椎谷熱感知器がないという1エリア近傍にMアナログ式の煙感知器について検討があります。
0:13:32	これによって、これらには三つループとかミスト熱帯低減効果んきつと/A該当します。
0:13:39	これについてはまだ打ち上げに関して入れないけど、スズキとしては、
0:13:46	累計18ページ目ご覧ください。
0:13:50	業績いただいたフローに従いまして今度配置イメージのほう示しております。
0:13:57	まず建屋全体で火災区域を設定しております、
0:14:03	管理その中を細分化して火災区画というものを赤色で整理しております。
0:14:09	下階勧告中には、前図で書いてある通り、与える補充なきやいけ堆積があると僕もありますし、設備がないと書くっていうのもお願いします。
0:14:20	けども今回バックフィットの要求を踏まえまして、
0:14:25	火災区域の中にも異なる2種類の感知器の設置が求められますので、この水色ハッチングとしまして、基本的にはすべてのエリアで2種類の感知器を設置する設計方針としております。
0:14:36	さらにこの中で、
0:14:38	原子炉の安全停止に必要な機器がある波でやっとなんかあるエリアと内やってるのが混在しております、
0:14:47	それがまず左上に書いてあるのが、現在の安全停止に。
0:14:52	必要な機器がある。査定の中には、この中には、緑の世界でマストに安全冷静さな機器がありますので、このエリア内のファイルハッチングの中によろしいでないかもしれ設置して、このエリア近傍に、
0:15:08	アナログ式の煙感知器を設置する設計としては、
0:15:12	さらに右側の緑のハッチングで書いてます通り、安全停止装置がないエリア内の放射線量が高いエリアとしております。この中に見てみればわかる通り、
0:15:25	赤いハッチングの中には感知器を設置せずに、そのエリア近傍に
0:15:30	アナログ式の熱煙する設計とした。
0:15:34	これが配置イメージのほうになります。
0:15:39	29ページをご覧ください。
0:15:43	19ページ目には、今までの各自治会の(5)の説明を踏まえまして、実際に広報車、ホテルは高いエリアである原子炉、
0:15:54	原子炉容器と県固体廃棄物貯蔵庫の高放射線エリアという三つのa、b終わりましたそれぞれの設計について記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:07	まず(エ)でCV内の設計についてですけれども、CVには二つの整理がありまして、
0:16:14	そのためにALPSとかミスト熱交換器室の安全停止に必要な機器があるエリアが存在します。それがこの上の通り、先ほど説明した通り、
0:16:25	エリアにアナログ式でない熱エリア近傍にアナログ式の煙っての設置は、
0:16:33	燃料も一つの炉内計装用シンプル配管があるけども、これは安全提示いただきつつありませんので、NPOにアナログの煙と熱を設備設計です。
0:16:46	それで 20 ページ目をご覧ください。
0:16:49	ページ目には固体廃棄物貯蔵庫。
0:16:53	セキを書いております。これ廃棄物貯蔵庫のうち、RI廃棄物のドラム缶貯蔵エリア、ここがあったんですけれども、ここにはそもそも弊社の安全停止いただきというものはないんですけれども、従前からアナログし切れない感知器を、
0:17:11	エリアの中に網羅的に設置しておりますので、今のこの配置イメージの通り、エリア内にアナログしてないやつというエリア近傍にある式の煙感知器を設置する設計となっております。
0:17:24	21 ページ目をご覧ください。
0:17:27	1 ページ目につきましては、交差点エリアとしまして、①から⑥、これに書いてある来島する場所の放射線量として定義し、
0:17:39	これらの感知器のイメージにつきましてはこれまでも引っ張り右の図のような中身です。
0:17:47	ここで※で書いてるんですけども、前回の会合までの整理においては、格納容器の3部とB系の両方執行者専用し整理したんですけども。
0:17:59	この三分につきましては、
0:18:02	この4基のグループの下に該当するので、そのエリアに包絡されること。
0:18:09	キャピタルにつきましては、CV内及びHICとエリアも本店事例も包絡されるため、上記の方法だとエリアの①から⑥は代替しないということで再整理をさせていただいております。
0:18:27	上記のほど、
0:18:31	マル、(6)の放射線量が高いエリアの感知器、
0:18:36	アイ・ケイ・ケイの具体例としまして、事故以降にCV内のうち、炉内計装用シンプル配管を1例として示したシステムを
0:18:45	この中には、河成が発生した場合の対応も含めていきたいとおりますので、また説明させていただきます。各放射線医療の具体的
0:18:56	な荷重低減について補足説明資料のほうに一遍協力形で記載させていただいております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:04	22 ページ目ご覧ください。
0:19:07	22 ページ目に、炉内計装用シンプル配管数の監視規定上のさせていただいております。
0:19:14	代理の情報としましては、本設には基本的に立ち入るかの場所の北側の結果がないので今手元に当たりとしてありません。
0:19:24	入れないときには事務炉注分厚い系Ni建設。
0:19:29	図書名というのが存在します。隣接区画となつてのこの入口の扉見させ伸びるのか南となっております。
0:19:39	右の配置を見ていただければわかるんですけども、エレベーションが二つ分かれておまして、高いエレベーションの方に扉があつて、その扉の
0:19:49	近傍にアナログ式の熱煙予定ですので、としております。
0:19:54	ここで入れない機器についてなんですけれども、下部キャビティ水位計のSA設備気がいたしまして、また漏えい検知装置は炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出鉱物というもので、これはDB進み方します。
0:20:10	なんですけどもどちらも現象の安全精神医じゃありませんので、エリア内には、彼らにしてないっていう成立となっております。
0:20:21	確認の過程発生時の影響及び対応なんですけれども、陶芸家を含む火災区画、CV内には原子炉マネジメントシステムがあるんですけども。
0:20:33	当該エリア内の深部配管の中には意義がないため、
0:20:39	時間かけてあげた場合にも、所の安全停止機能に影響はないと考えております。
0:20:45	改良近傍にある式の煙と熱の設置していますので、
0:20:50	山口町水道が火災が発生した場合でも、芝当直員が当該エリアからエリア外への方への影響を早期に感知できますので、またの状況の確認、補助消火活動というのを実施することができるとしております。
0:21:06	エリアのちよくちよく活動つてのを兼ねますので、エリアがなぜ停止七島への付加体の影響並びに火災区域外への放射性物質の拡散を防止することができるとしております。
0:21:22	異常が起こった線量が高いへの感知になります。
0:21:27	23 ページ目につきましては、海水管トンネルの完成度も、この年については、今回のやる方向で説明させていただきます。
0:21:41	24 ページ目にはCVの事故バンドエリアの科学的知見の関係で見たけども、このにつきましても前回のヒアリング等でさせていただいておりますので、内容は出していただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:54	25 ページ目につきましては、参考としまして、各エリアのたとえ関係の組み合わせのほうでいただいております。
0:22:03	家庭感知器は一般エリアから個別設計としておりますが、すべて満たしております。考慮事項、環境条件も転石にて地上部エンドウ 0tのほうで記載しております。
0:22:19	さらに火災感知器どういうものをつけるかというふうに書いておまして、その管理ってのがやっぱり消防法施行規則で認められている感知器なのか、また実同等の機能を有する機器とかっていうものは、※1※2 という形で即時にわかる形になっております。
0:22:36	感知器の設置につきましてはエリア近傍駅であったり、影のばれる言語設置、
0:22:43	やっぱりKase50 だけだったり、あとエリアの考慮事項の※10 としておりますので、それもわかりましたのは、
0:22:53	ちょっとここで訂正があるんですけども、
0:22:58	CV内の設定で放射線量が高いものを二つ今それぞれしていると思います。
0:23:03	上段がループ室に頭が切り換えてネットバンカー室ちょっと書いてるのも、
0:23:09	このループ室の上を書いてあるオフィスの中にきちっと体制に購買意識、
0:23:15	含まれますので、下を書いてあるのが 5 件、下の加圧密に再閉当番期日ところについてはシンプル配管オキタが入りますので、この部分訂正させていただきます。
0:23:31	パワーポイントの設定によってはばかげていただくように、続いて、続けて申し訳ないんですけども、資料 4 のコメント回答内容をお伝えしたことで、説明者は 0 秒ってのもありますので、
0:23:49	今までいただいたコメントNo.1 からNo.2 マニフェストますので、この内容についてひとつ対応させていただいて、
0:23:58	実態だと思いますいっぱい 1 回回答させていただいた方が今まで説明した経過対応代物疑問点も解消できるかと思っておりますので、流れにさせていただきます。
0:24:13	関西電力のハマダ別におっしゃられた資料の資料 4 の方でまず御エンドウ No. 一番ですね、感知器設定において実証を成功に書くについてについて現行プロフィールで、
0:24:30	違う説明資料には暫定で執行については資料 3 ページが一つございまして 112 ページに一般に、
0:24:44	102 ページの方でございます。
0:24:46	まず上がっていくオペレーションは構成し、別個、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:54	閉弁つきの前例によりましてマイルポイント設定しますが、額面上で確認すべき項目と変更になってるんですけど、ポンプについては、表で整理処理、あと煙感知器でございますが、
0:25:09	レクが移動することがこちらの大元はですね、こちらに日本火災報知器工業会の治療課題施設的には防護遺伝子で、こういった観点で確実性という項目がありまして、その中で今回Wet提出してございます。現在各位
0:25:28	ですけれども、にあるってところで施工的に確認してポンプを変えて整理しなくていただいて、
0:25:36	煙感知器と思って次のページに連通口の知識を監視したことでこういった表で整理をして参りました。
0:25:47	お米の面子バインドしております。
0:25:52	コメントナンバー2 番選定いただきます。
0:25:55	課題に関する関心の場におきまして、同じ代表かオーケーまつり場所のiPadごとの美化事業場を別途パッケージ会社が報告して整備する。
0:26:11	資料の 218 ページでございます。
0:26:17	増の 5 ページが、フェーズ 2 のご寄付未収ということで、エンドウオオタ僚店日報それから同行からの変更時御説明今回の創設本申請が倍評価をいただいている。
0:26:36	説明対象を第一報のもの以外でいきますと、説明書のうち、5 歳が②再稼働工認時の谷とか湖西があれば、大事な有料何と後先説明ということで、こういったところが変わってきていただきました。
0:26:59	右側でございます。あと一方裁判
0:27:06	消防設備士の品質の説明への関与について説明することということで、こちら、
0:27:15	群遅延 5 ページに参ります。これは先般の審査会合資料のほうを説明させていただきましたが、
0:27:27	2-4 校へ発行期間少ない設計における関西電力電力会社がセキに基づいて、
0:27:38	いうことで、
0:27:41	最終的なバッファの最初のPRAですと、第 2 の業務の一部に指摘事項にかけて米国を過渡解析においては、セキ祭り厳しそうせ報告に関西電力は、
0:27:59	地域の発展でございます。また感じ取る労働スズキは関西電力が現場確認に入っていた工事実施時の関西電力がこういう分析を確認し、改善すべきということからですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	相関式入ってなければ売電レベルが若干ね、逆になっております。このような内容が引き継がれているところでポンのほうは書いてございます。本当に必要な数を告示 501、
0:28:36	メールから派生して全部見させていただいてございます。貴重サツカワです。
0:28:46	聞こえますか。
0:28:48	すいません、ちょっと項目か。
0:28:53	結構あって、
0:28:55	補足説明資料 6 に対応いたしましたっていうような話については、
0:29:00	確認しておきますので、この場合で、
0:29:05	読み上げたりとかっていうのは省略して、それらの項目でやりたいと思います。
0:29:15	緊急の話で別途説明予定っていう話みたいなので、11 ぐらいから、
0:29:21	やっていただけるとありがたい。
0:29:23	よろしいでしょうか。はい、関西電力のオキタで承知いたしました。それであれば、No.メール資料 4 のコメントナンバーで言うところの 11 からまで詰めさせていただきます。
0:29:40	No.11 については
0:29:43	cause定量の個別の部屋名称について、上記のコメントを踏まえて検討することという、
0:29:50	いまして審査会合資料のP12 ページ。
0:29:55	ご覧ください。
0:30:00	今回の基本的要素見直しで、基本的にはゴーサイン高放射線エリアの個別名称前後の設計方針以降で期待しない方針としておりますので、基本的には業績方針の中には部屋名称が出てこない。
0:30:17	しておりますので、このコメントについては石灰でできるのかなと思っております。
0:30:24	続いてナンバー10にお任せで片方に風説明書の光ファイバー式に関する記載なんですけども、基本的方針に記載ないんで、記載をしてくださいということなんですけれども、補正に出てってる名称の光ファイバーを使う削除の方向で考えております。
0:30:45	VTNo.13、高齢者エリアとして設定している 1mSv本件乗せすることということで、ちょっとこれ見込みのところ、審査会合所 16 展開技術、
0:30:59	自分も決め、
0:31:01	間違いというか、最後にパワーポイントに直してこちらの入り中セキページ目ご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:09	地味程度本件につきましては、我々としても否定的として区分さ
0:31:15	つていうの考えの該当するところはありませんので、基本的にはもう構成員の1mSvを超える場所。
0:31:21	ついては、すべて混乱してるということになります。
0:31:27	No.14 切ってるんですけども。
0:31:31	秩父放射線エリアで放射線の種類が異なるため、線量当量率同じ基準で一般仕様選別することが問題なのか、そのことを見ていただいているんですけども。
0:31:44	我々審査会合の説明フロー。
0:31:47	7 ページのほうで、まず第 1 としましてし、作業員の作業被ばくの観点が認められるってということと、そのエリア内に安全停止の機器があるかないかということで、感知器の設定点をされているさしていただきましたので、
0:32:04	このCVと他の汚染エリアということになるということについては、感知器の面的にはしていないということが回答になると思っております。
0:32:16	時No.15／説明書の中で1 時間耐火につなぎ直すことがあるんですけども、これにつきましては、1 時間耐火ってということは、影響軽減のオキタeですので、今回入っていることで、単純に壁を見直すことを補正にて考えております。
0:32:35	No.16 について補足に入ってますので割愛いただきます。
0:32:43	No.17 で高校生に点検における被ばくの観点も考慮する場合は 4000 共振というグラフ追加することを検討することということで、審査会合資料の 9 ページ目ご覧ください。
0:33:00	家ページ目の一番右側の方の基本的方針を見直しの方向性って書いてあるような赤字で追加した後、2 項目目の放射線量が高い例については、火災感知器の設置または保守点検における作業の被ばくを防止する観点からということで書かさせていただいております。
0:33:23	以上で追加するということでこの回答足いただきます。
0:33:28	No.で 8000 については、補足のほうで一覧表をまとめておりますので、発表して、
0:33:37	続いてナンバー19 年の基本的方針における 5 させエリアのエリア近傍に設置の記載が出た汚染読書読み取れないため記載を検討することで 5 ページ、
0:33:49	経営これ違う部署の 7 ページ目をご覧ください。7 ページ目の下の項目がただし書きのところの中段からちょっと下のところに、
0:34:02	或いは当該エリアの話聞き慣れない熱感知器実施エリア近傍にはアクションゲーム会社設置で計算するということで、売上金網に関する記載についても、法令に追加させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:16	以上でコメント回答をさせていただきます。
0:34:20	続いてナンバー20 からNo.22 と具体的ななんですけれども、これも基本的には高放射線やに関するすべてコメントなんですけれども、このコメント三つにつきましても、我々候補者エリアの監視設計ルールを作業員の被ばくの観点と、
0:34:37	所長年名刺いただきがあるかないかという観点からHigh整理しておりますので、基本的には、
0:34:44	音声に従うところのコメントっていうのは、やはり移動としてはこの一つなのかなと考えております。
0:34:54	続いてコメントNo.23。
0:34:58	これも基本的方針の中にある作業員の被ばくの観点を追加することで、ページNo.17 と同じですね、審査会合章の 1 ページ目に先ほど即対応しておりますし、
0:35:13	続いてナンバー24 の審査会合社の底 5000 円をアンチ規制し、
0:35:19	の話の早期感知の考え方にスズキする部分ということで、これだけかかりますので今 16 で売却けども 15 ページ目をご覧ください。
0:35:31	これも先ほどと結局回答案になるんですけれども、構台エリアの換金ベースとこのを我々としては見直しておりますので、基本的には減少の安全停止機器があるエリアでP波中に、
0:35:47	RCないで乾式するので即パンチには対応できると。それ以外の安全停止先がない利上げについては、基本的にはもうエリア近傍に設置した煙の感知器で感知をすれば皆さんの安全停止には問題ないということで整理させていただいております。
0:36:09	はい。No.25 と 26 のコメントにつきましてはこれも都道府県それぞれ回答しておりますので、させていただきます。
0:36:18	No.27 のコメントについての、子供感知器の補助性に対する対応策に実現被ばくの観点も踏まえて感知的に国際社会整理することということで、PAR関係の放射線に対する体力については、過去実績のみを記載させていただいております。
0:36:36	基本的に見合わない 2 号車の入れないように感知拠点アナログ式の感知器を設置したとしても壊れるという前提でタナベしてない感知器のエリア内にはですねということで該当の貸出と思っております。
0:36:51	続いてナンバー類 28 から 30 につきましては、基本的にすべて補足説明書のほうに反映しております。
0:37:03	資料 4 の説明としては以上になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:10	ただいままでの御説明スズキ平成 21 ございます。業務資料 3 と 4 の補足説明書の部分を少し整理をさせていただきましたが、資料 1 から 4 までとしてきた事項を説明しました。
0:37:30	そうしたいと思いますよろしくお願いいたします。
0:37:47	8 サツカワです。ちょっと確認させていただきたいんですけど。
0:37:52	28 ページ目。
0:37:57	前回までのエリアと整理した。
0:38:08	k-オキタで申し訳ありません。ちょっと声が来委員とりづらかったのもう一度最初からお願いしてよろしいでしょうか。
0:38:20	等 21 ページ目の注意書きで、前回まで整理していたところを再整理しております。
0:38:33	キャビティキャナルは格納容器内及び使用済燃料指定エリア内で 10 エリアを含まれるっていう話、これって高放射線エリアでもあるし、手順エリアでもあるっていう話にしかならないような気がするんですけど。
0:38:50	そうすると、この部分については、どっちの設計を取り込む形になるんですか。
0:39:03	ここは、
0:39:05	多くの一步をちょっと聞きたいのはありがたい。
0:39:13	こんな魅力のエンドウで積む等、
0:39:17	等考えた方によって目指してもらいますと、(6)の整理っていうのはですね、
0:39:27	19 ページ、18、1020 ページ、21 ページのけれども、この(6)にワー放射線量が高いエリアとして区分Aますので、層中には、そこに
0:39:45	そうですねCVんと答えられるという結論を放射線嫌ってなっておりますして、して前までは大きく高放射線エリアっていうふうにしてたんですけども、今回、放射線量が高いエリアとして定例遅らしてもらいました。
0:40:04	その中で並行放射線エリアとして、右は 1 から 6 という整理になっています。すいませんちょっと聞こえづらくて回答になってるかもわからないんですけども活火山、
0:40:16	よろしいでしょうか。
0:40:18	ごめんなさいちょっとこちらの声がちゃんと届いて規制庁させたんですけども、
0:40:25	高放射線エリアっていう整理じゃなくしたこの注意書きに書いてある箇所は、結局どういうどういう設計にあるんですか、どのエリアの設計に従った設置方式をとられるんですかっていう話だと思っんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:41	すいませんその程度 21 ページの注釈のことかと思えますけれども、CV3 言 やBPRの方は、この斜線より前こ整理しており、提案ですけれども、CVSE RPについては、エンドウCV内のループシール地内の一部、
0:41:01	日格好で、現状格納容器の中の話になります。
0:41:07	NOループ室の設計と一緒にですねコミュニティからについては、
0:41:17	Ac等ですね。
0:41:20	記載にもあります通り、PCCV内、
0:41:23	東北整備と側に罪悪けれどもなんですけれども、そのダンパチーム以外で 言うとなレーションオペレーティングフロアの感知器で見れるだろうし、SFピ ット側のエリアではエンドウば現状のままものとする。
0:41:42	名ついてますので、そちらでの話をすると、そういう設計になってますので、
0:41:53	すべてをサツカワです。部分っていうのは、こちらが考えていらっしゃるその区 分 3 にそもそも該当しませんでしたっていう話なんですか。
0:42:07	区分 3 には、代表しまして区分Ⅲの整理は、放射線量が高いエリアとして、レ ーリーがありますっていうことですので、放射線量が高いエリアに精度襟があ るので、広報誌セキ放射線エリアも、
0:42:27	エンドウ胎廃棄物の自分もCVのループ室とかの一部の区分 3 になりますし、 スズキです。
0:42:41	火砕物モリヤですけど、今おっしゃったことっていうのは、
0:42:47	80、関西ウシジマでございます。前回の 1 年 11 月 9 日のコメント回答の資料 のもしお手元があればなんですがその際のパワーポイントのところですね、 各放射線エリアの火災感知設計についてということ、
0:43:05	ピンクというところの計 6 ページからは説明していた際にはですね、放射性や というくくりの中に、格納容器の中のものも、そうでない線量の高いものも提 供、一緒にしたもので規定パターンを 1 と 2 という形をしておりました。
0:43:25	その整理をちょっと今回改めまして、候補者全員が放射線と赤いエリアとい うことで、まず(4)として確認書格納容器内Bとして行われているつこうとB廃棄 物でいいとして、放射線やそれ以外、
0:43:41	何かありまして、そうなんが残る高放射線量からうまく 1 から 6 が対象になるとい うところなんですが、N整理学のときに格納容器 3 人限りは、弱軸の方向に異 なるので、実務あくまでも影響力への検証格納容器内の
0:44:00	記載等に包絡されますと、いうことを注釈記載したものでございます。質モリヤ ですね、今おっしゃったこととしてはこの(イ)21 ページのところ五名が切り換え てあるエリアについては、カッコいいのか、両括弧Eの区分ではなくて、その 2 ページ前、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:20	Aの区分になるということ言ってるということで、公社債から外すというふうにちょっと読めてしまったのでそうそうではなくて、孝行から両サイドのところに少々おりますということです。はい。
0:44:34	大丈夫。
0:44:36	21 ページから除外して 19 ページに移したというそれだけ。
0:44:44	駄目よエンドウです。モリヤ室長のおっしゃる通りね、
0:44:50	放射線量が高い場合には入ってますので、そこは分散なので、
0:44:55	という整理でございます。以上です。表現わかりモリヤた表現がちょっとわかりにくいかもしれないです。今やるサツカワさんのおっしゃったけど、
0:45:04	言ったようなP前に、
0:45:08	スズキ、
0:45:24	アート規制庁サツカワですけど、これ今基本設計方針のほうの説明、14 ページぐらいまでで説明責任、
0:45:34	方向については、後で別ターンで説明するっていうのは、
0:45:45	審査会合ページ目から 14 ページ目までの町では、基本的に考え方を 4 ページ目の方にお戻りまして、ある考え方と基本的にはもう共通事項となるようなものをすべて
0:46:05	上欄に書いてきておりまして、今まで書いてた個別のからHみたいな部分っていうのはすべて削除するような記載の見直しとなっております。はい。それぞれのエンカレッジについての考慮事項っていうのは、
0:46:22	それぞれ記載をさしていただいておりますので、また 2 度そういう見直しになっておりますので、一つの説明を与えていただこうかと思っております。やっぱりしました規制庁さんお願いしました。いや、ちょっとこら辺のこの分析方針の中身についてもちょっとお伺いしたいんですけど。
0:46:40	まず、5 ページ目なんですけど、
0:46:52	普段 4 ページ目の整理とは関係ないところで修正が入ってるように見えるんですけども、
0:47:01	ダンパというあと左側には添付 8 真ん中には現状の設計方針、右側には見直しってなってますけど、天端値等、真ん中の現状のところの一番上段のところでは、区域を設定しますということであって、
0:47:19	見直しの方向性のところに対して、区域を設定しますっていう話じゃなくなるようにですけど、これについてちょっと説明をお願いします。
0:47:34	質疑分けると、なぜここを書き換えるという判断に至ったのかの説明からお願いします。
0:47:47	関西電力のオキタです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:49	本件の記載につきましては、
0:47:52	一番右の基本的な見直しの方向性基本設計方針については、今 34 号機は現状の基本設計方針の記載なんですけども、高浜 12 号機、高浜 34 号機については、今日提供選定の
0:48:08	今この見直しの方向性を書いてあるような設計方針の内容となっております。この内容についてなんですけども、説明で書いてあります通り、設計対象及び設計目的明確化って書いておまして我々の記載としては、この今見直しの方向性を書いてあると。
0:48:29	今記載の意図と考えております。やはり火災防護の重要な機器等設置する火災区域及び区画に対して、火災防護対策を講じるっての検査していただいております。
0:48:41	この記載については、基本的方針では確かにこの今真ん中に書いてある記載だったんですけども、全部の火災防護に関する説明書の火災防護の基本的については、この
0:48:55	基本設計方針に関しての方向性を書いてある記載を従前からさせていただいておりますので、我々の設計思想としては、この見直しの方向性を書いてあるような社員になりますので、そこをオオタと明確化せいかわかりやすいように記載のほうを見直させていただこうかと思っております。
0:49:15	図面は以上です。
0:49:19	県庁サツカワです。
0:49:22	理解はしたんですけども、滑動コーポ例設置区域の設定の考え方に見直しが入ってるような気がするんですけど。
0:49:36	それにセキ例えば、さっき、
0:49:45	18 ページ目の中にメーカー配置のイメージ図があると思うんですけど、ちょっと
0:49:57	今までの中に書いてあったような記載だと、区域を設定しますということで、この四つの区画がまず設定されています。
0:50:10	そこに対して、
0:50:13	設定します。右の見直しの方向性の話の設計方針を読むと、このSが入っている区画のみが、
0:50:26	火災防護区画なり区域内にしますので、いのように書いてあるように見えて、その区域の設定の考え方自体が変わってるような気がするんですけども。
0:50:36	そういう意図ではないんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:39	ハタケヤマのられる壁部材についてはあろうかいうそういうふうに読めるんですけども、もともとの考え方としましては 18 ページ目の図にある通り、その建屋全体というのを火災区域と設定させていただきまして、
0:50:57	この中の各部屋であったり、の壁等を考慮しまして、台風が来るのを、設備があるなしにかかわらず、いずれから選定しておりますので、その考え方については、冷静と共通で区分に変更しているものではありませんので、
0:51:17	その具体例を御セキを図るようなものではありません。
0:51:27	考え方自体は変わってないということ自体は理解しましたが、鉄道飽きちゃったんですね。役員設定しますっていうことで、
0:51:40	いうことで、
0:51:44	どこで区域を設定するっていう宣言が、
0:51:47	入るんですが、このこの中だけだと、ここに書いてあるものだけだと強制停止しますっていう文言はどこにも言ってなくなってしまうと思うんですけども。
0:51:59	火災区域区画の設定については基本的方針の一段落目以外にも記載としてはありますので、こちらで区画を設定しますというのは読めることになると思います。要は壁等を考慮して随時各区画を設定するっていうようなできませんでしたので、
0:52:23	サツカワです。わかりました。ちょっとごめんなさい、これを書き換えに。
0:52:31	ありません。
0:52:40	までがDB
0:52:42	でSafetyです。
0:52:47	の方は、
0:52:51	すいません換算ウシジマで多分食事業務としてございます。音声若干見えておまして、今何かお言葉を挙げてるんであればよろしくお願ひします。ちょっと赤です。
0:53:06	データ見てもらってます。
0:53:11	その管理ですね、ちょっとここについてご質問影響関西ウシジマでございますが、18 ページに書いてあるイメージがですね、私ども今回の場合の姿でイメージするところでございますし、この 18 ページで示してるものがですね、
0:53:31	今までメディアの部分だけ切り取って確認していると、ご確認いただいたトピックスや核としてどうなんだとか、いろんなところに行った日本でもあるところがあつたという事実もございまして、今回パクリとするとすれば、18 ページの右側の
0:53:49	設備見直しの中でも、本当に関係では、何がしか鶏肉と伝送の付け方つける位置といったところについては、結局、安全上重要なのあるとこないところで

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	は、これ仕方を変えていこうという 18 ページにとが今回のバックフィットもそう でございます。
0:54:09	5 ページ目のところはですね、実は先般感覚的には先般検査をですね、対象 明確にした方がいいのかというちょっと議論をしておりましたので、その人もち よっとこまちででもページ、
0:54:27	半日実際分配してしっかり対策をやるんだよと、そういった趣旨をこの中でや はりございます。ただ、これにして多分 18 ページ目の 2 時間も繰り出しのとこ ろは設置しますと回答。
0:54:47	いう疑念がここに浮かんだんではないかと思いますが、私たちの今回設定い たしましたページの 2 設備と書いてあるところでも、異なる感知器を設置すると いうことでございます。その他にも開放できるようでしたらまた表現法。
0:55:03	元に戻す株主はちょっとまだ詳細をいたしますが、以上でございます。
0:55:10	規制庁サツカワです。
0:55:12	まず、今回の申請については基本的には等あたりして、はい。
0:55:19	定着解析今回の申請については、基本的にはオービット要するに火災防護基 準書き替わって感知器を 2 種類、せどちらについても網羅的につけなさいって 改正行われて、その対応。
0:55:35	に関する申請だと考えていますんで、基本的にはそのVpの設定であつたりと か、所には修正が行われないものだとこちらは認識しております。
0:55:49	アユ火災給食事業本部ウシジマでございます。おっしゃってる趣旨は理解でご ざいますので、今回の廃止については、私ども客いたします。
0:56:04	委員長。
0:56:09	はい、よろしく申し上げます。
0:56:11	被覆管においても、
0:56:14	基準に従ってですね、原子炉の安全停止をする機能を有するところそれから 放射性物質の貯蔵閉じ込めをするところがあるところに対して、
0:56:31	耐火平気で囲われたところ、区域にまず設定してますよね。それよろしいです ね。
0:56:38	はい。地方社労士がおっしゃる通り、その上で区域を確認細分化するこれはそ れぞれいろんな考え方があって、細分化されてると思うんですけど、そういうふ うに設定しておいて、
0:56:55	今回、そこに関する感知器Eの基準をより正確にやるようにということで開始を したということですので、
0:57:10	監査から出てきている基本設計方針も書いてある通り、感知器は火災区域ま たは火災区画として網羅的に実施するというのが考え方ですから、その区域

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	区画のですね、話にさかのぼって、ここは要るやないとかってそういう議論じゃないと思う。
0:57:28	いるんですよ。そこはよろしいですね。
0:57:33	関西のウシジマでございます。今鈴木さんのおっしゃってるので信じ理解の上、先ほど承諾書も改めるということでございますので、大丈夫です。
0:57:56	傾斜サツカワ、
0:57:58	ちょっと資料持った戻りまして、
0:58:03	4 ページ目にその基本設計方針の見直しに当たって基本的にこういう考え方でこういう観点でやりますっていうことを立てていただいていると思うんですけども、個別エリアの話っていうのは基本設計方針には入れ込みませんで、見直しを行いました。
0:58:23	当ページ以降のところは確かに行けてはいるんですけども、結局、8 ページのところ各エリアの話が入っているように見えますけれども、この4 ページ目の整備等、この8 ページ目の記載の関係性というか、
0:58:40	結局、各エリアの話は入っているのですけれども、ことなんでしょうか。確認させてください。
0:58:53	すいません関西電力エンドウです。単点のコメント等でワーツとのエリアを合わせエリアというところに個別のエリアとして、前の記載でいうと、審査会合のページに
0:59:12	下段のページのフローの意味づけとかバルブ室とか燃料の移送岩種とかとありますけどそういったところが一つと会議をですけれども、まずそういうところに関しては恒設事例としてまとめていて、
0:59:31	そもそもそういう町立のエリアは削除しましたというのが、
0:59:38	今回見直させてもらったモットーです。
0:59:43	なのでから一応バツと解すっていうことはしないでにしました。以上です。
0:59:58	規制庁サツカワです。
1:00:01	感知器の設置にあたっては基本的に、
1:00:05	話自体は理解できたんですけど、25 ページ目に整理していただいたその一覧表みたいな感じで、考慮事項というのがあって、
1:00:17	これで感知器を決めるし、その付け方も決めるしっていうことだと思っていて、
1:00:25	その考慮事項、
1:00:27	とかを整理して、
1:00:30	書いておけば、各エリアの
1:00:33	設計というか、何を付けて何をどういうふうにつけるかっていうのは自然と決まってるからそれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:40	最初は、
1:00:45	各個別、
1:00:47	所をつける。
1:00:56	集まってる県の平日、
1:00:59	入れております。了解しました。すみませんちょっと解せません。
1:01:07	なんで前公開とか、
1:01:13	操作、
1:01:15	このマイク乗せその設定の話になっちゃうかもしれないですけど、そっちから音が出てるときにこちら為替というところやら伝わりづらいような気は若干しているので、あるキーボードの叩くだけが入っていると、或いは先ほどそちらが説明されたときにこっちがちょっとすみませんって声かけたときもなかなか通じなかったんで、
1:01:33	そうそうなのかもしれないですけど、一応そちら挙動見ると始末しゃべらないと限度にさせていただきますよねです。こちらもそのように対応します。すみせん。
1:01:47	弱震サツカワさんも話戻りますし、でも、25 ページ目の表で整理していただいたような考慮事項、感知器どういう感知器をつけますとか、どういうふうにつけますっていうのは、この
1:02:01	25 ページの表にまとめていただいたような交流実行をっていうところによって、基本的にはどういうものにつまましては決まってくるものと思っていて、それが耕種整理だろうが高い天井のエリアであろうが、その環境条件っていうんですかねてところで決まってくると思っておりますので、
1:02:19	その原子炉格納容器とかそういう書き方。
1:02:23	それはいらんんじゃないのかなという気はしてはいたんですが各個別の部屋名称は消しましたというそちらの考え自体は理解しましたので、それはそれはそれで結構です。ありがとうございます。
1:02:39	安全であるエンドウです。ありがとうございます。もし何かもうちょっとこう、議事整理があれば、ちょっと検討するんですけども現在行って、ちょっと余震の方から追加求めていただきます。関西電力の資料でございます。
1:02:56	今の意図するところとして漏らしていじめで臨界一緒というのは、一定環境の方の考慮事項ということで、サマリーの判断というか、
1:03:12	そこの方向にD及び栄一ノとかの洋一ノとか、そういうのは何か個別に解析とこういう事項というか、感覚的にはどんなように設計じん肺心すべて書いちゃってるじゃないかというところを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:32	お願いします。修正の方向性としては、右のほうは2の方から、ウエイトが過去のバッファそういう事業の部分すべて消して、8ページ目上段のほう、ファンコイルからinchこのエリアについては、そういった考慮する。
1:03:52	いやで重要となったように示すような、そういうふうな修正が一つ考えられますけれども、層厚イメージの推進。
1:04:11	規制庁サツカワS具体的な書き方とかについては、そちらの考えがあると思いますので、あまりここを押したらって話はするつもりはないんですけども、基本設計方針に書いていただきたいのは、やっぱり
1:04:25	どういう感知器を選定しますって話と、どういうふうにつけますって話の基本的な考え方を綺麗に書いていただくものだと思ってますんで、それがしっかりなされていけばいいかなと思ってます。
1:04:39	規制庁スズキでちょっと補足しておきますと、
1:04:42	基本設計方針ですので、仮にこれで認可されたとして、今後、何かしらの改造するときに、ここに書いてある
1:04:54	AからHー名称に当てはまらないようなところに、
1:04:59	何かつき落としたというふうに海賊行為に当たりますので、その場合は認可手続きが必要になるという。
1:05:09	理解はよろしいですね。
1:05:14	関西電力原子力事業のウシジマでございます。スズキ様がおっしゃるのもです。以前からもそういったところをきっちり書けとか示唆いただいているというふうに理解をいたしました。別物で、例えば今25ページにあるような、
1:05:31	朝礼今回の組み合わせを整理しておりますが、この左側の図の右の左側の設置エリアでしょ。こういったものにしては、
1:05:43	バラバラに置くような組み合わせが困難になっていると。
1:05:54	組合として行っているのかなと思って考えました。先ほどヨシノと申し上げたところですね、あまりこうだっというところっていか川に縛りを入れずに指摘事項パターンがあり得るというか課題で起振
1:06:14	のが、今おっしゃられたときにそのピンのかなと、その理解をいたします。以上です。
1:06:21	規制庁スズキです。すいません。
1:06:24	希望の立場であんまり聞き取れなかったですね。とりあえずHを書きたい、或いはこういうふうに表現した方がわかりやすいということを選ばれているのであれば我々特段それについて、
1:06:40	何か指示することはありませんので、これで審査していきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:50	すいません、仮設のモリヤです。ちょっとここ、今の議論があったけれどもすいません 1 個だけサージ管の関係で私こだけずっと質問があつてですね、2 ページ目のところで、今回ご説明いただく内容として、火災の早期感知の考え方ご説明いただくことになってるんですけども、以降説明がないので、そこだけをお願いします。
1:07:08	17 ページはこれ放射線防護の考え方だけ示してあって、火災防護の考え方を示してないので、火災に対してどう早期感知するつもりなのかこのこの辺エリアに対してどう検知するつもりなのか教えてください。
1:07:28	電力の取引に関する関係が大きいけれども、基本的には原子力安全停止基地があるエリアについてはエリアが薄くなれば、アナログ式でない感知器を設置しますので、その感知器で早期感知ができると考えております。
1:07:46	それで現職の安全停止に必要な機器がない。放射線量が高いエリアにつきましては、実施、早期感知という意味では、確かに入れないという思想が確実に早いんですけども、エリア近傍にある使用熱煙を撤去することで、
1:08:03	原子力の安全停止には全く影響がないということで、長期間使うよりも、入出力の安全停止ということに重きを置いて、我々は感知器の設計をさせていただきましたし、それに加えて以前から説明させていただいてるように被ばくっていう観点というのが非常にネックになってきておりますので、
1:08:23	その観点も踏まえますと、今の現状の入口付近にアナログ式は熱と煙を検知するっていうふうにさせていただきたいと思っております。
1:08:32	規制庁のモリヤです。
1:08:37	を考えているところはわかりますがこちらの趣旨としては異なる 2 種類の感知器を設けるとというのが早期感知の最も良い方法というふうにご考えておって早期に感知しない場合に、
1:08:52	異なる 2 種類ではなくてつつ、それが通常は 1 種類の感知器を設けるとというのが通常で掃気の場合 2 種類っていうのは、
1:09:02	基本的な考え方という理解をしていたので、大分その辺はレベル感の違いがあるのかなというところは理解いたしました。この後ちょっと細かいところがいくつかあるんですけど、また他のものが質問しますので私の方はちょっとこれで
1:09:16	時間的に失礼いたします。すいません。以上です。
1:09:23	ありがとうございます。
1:09:26	違う。
1:09:34	違うところを始めたので、
1:09:54	規制庁サツカワです。7 ページ目のところをお願いします。
1:10:04	まず大前提として、感知器の種類については、7 ページ目の上段の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:11	所上の段の中の 2 パラ目のところを指して今話をしていますけれども、
1:10:18	基本的にはアナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とアナログ式でない感知器、
1:10:27	をつけますっていうのが、原発の記載であったり、今までの説明だったなというふうに理解しているんですけども、
1:10:36	ここの中で、に加え、アナログ式でない熱感知器確保防爆型も含めて選定しているふうな文言が追加されてるんですけども、なぜ追加になったのか教えてください。
1:10:57	関西電力ヨシザワでございますが、今回の半期のバックフィットで、審査基準のリーカーの部分でアンチミツイは消防法施行規則に従い、安心行動計画書に基づいて、
1:11:12	いうことで感知器等も障防法検定比のところを指しているところはそういうふうに対応しまして、鑑識障防法検定比の要員を
1:11:29	来方針として記載していたアナログ式煙バルブ式なんですね、アナログ式でないというのは、これに加えてですね、払うの式でない別っていうものも消耗品で証券経費を
1:11:45	見えるもの温知会ますんで、それを一般管理費ということで、2 セキにしたということでございます。
1:11:58	防爆型のやつ。
1:12:01	消防法で定められている感知器の枠の中に、
1:12:06	そう。
1:12:11	同等の機能を有する機器っていうのでここでふるい分けをしました。
1:12:25	それはそうですね、それは今出ます。
1:12:34	規制庁サツカワです。
1:12:37	今おっしゃっていただいた話自体は、感知器っていうものの定義と感知器と同等の機能を有する機器っていうのをここで明確に分けましたっていうこと自体は、あと説明を聞いて理解しました。
1:12:53	一方で
1:12:55	設置する感知器の基本的な基本としては、
1:13:00	その 6 ページ目の一番上の段のところにも書いてありますけれども、
1:13:04	やっぱりアナログ式の煙とアナログ式の熱とアナログ式でないの方。
1:13:11	いうものを組み合わせてやりますということだと思っているんで、
1:13:17	これ寄付を基本とするっていうのは赤字で追加した意図っていうのが、こっちに表れている 7 ページ目のところに表れてるっていうことでよろしいですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	はい、川崎市です。ここその通りでして本当 6 ページ目に記載している 3 種類のお返しこれをやると。ただし、そういう登山者で 1 点 SPEEDI ない場所を当時は
1:13:50	アナログ式の内容にちょっと安心でしょう冒険的にしても、これも使えますと、人道路にしても使えますということをあらかじめ記載してみると確実に出ます。
1:14:07	規制庁サツカワです。
1:14:11	そうすると以前の会合のときとかでも少しあったかもしれないですけども、大元の
1:14:19	記載ぶりっていうんですかね、大元の話の約束事項というか、要するに許可店発で書いてあることっていうのは、その下部規定である。
1:14:27	こちらの基本ご意見の基本設計方針のほうで、ちょっと具体的にしているとはいづらい部分もあるような気は今しているので、この点についての許可整合についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。
1:14:52	関西電力の尾西でございます。もともと法一括購入の部分からアナログ式でない熱感知器っていうものは、自然人いまして、それは個別の
1:15:09	エンドウのエリアのところの記載の部分に書かしてもらってという規定内容になってます。設置許可バラの三種類はくぼんであるものの、個別整備なり開始の存続に応じた感知器でないもの、
1:15:28	オキタ案件の報告の③払いましたので、それらを／基本設計方針指定なんか返信して、被災者のそういう考えをす。
1:15:45	規制庁スズキです。
1:15:48	評価において、アナログ式でない火災感知器を
1:15:54	選定するって言うのはまず基本であるほうのところ。
1:15:58	と。
1:15:59	それ以外については、
1:16:02	放射線量が高い場所に火災感知器の故障を防止する観点から、
1:16:08	なるべくし切れない火災感知器を選定するという。
1:16:12	方針しかなくてですね、
1:16:17	エリアを限定されてるんですよ。
1:16:20	なので、
1:16:21	アナログ式でない熱感知器っていうのを、
1:16:27	基本の中に追加しますっていうのは、ちょっと設置許可と整合しないんじゃないかっていう観点で確認をしています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	関西のウシジマでございます。回答今向こうからいただいているpcmここですね、7 ページのところをご覧いただいたときに、そのデータから得てきている感知器のシリーズでは別でしかないんで感知器ってのは読めないよ。
1:17:00	このようなおっしゃる通りなんですが、ももとの天端記載のところでは考えた場合にはですね、きっと後ろも、例えば9 ページであるとか、放射線量の高い個別の説明のページとか、各製品河成の区域のある場所も、
1:17:17	来さんの防止案のうち来てない大型の感知器を使うですとか、それ以降もう準備店舗交流する各論としての容量のものを使うということをもとにパークに記載しておりましたので、先ほどヨシザワが申し上げましたのは、そういった個別に原発事故に、
1:17:37	今後ですね、ここの基本的な方針で全体全体に広げた形で記載しております。そういった趣旨でございます。ですので、街中のここで宣言し始めたというものではございません。スズキです。
1:17:54	それは、説明はわかるんですけど、この文章読む限りでは、
1:18:00	RV式の煙アナログ式の熱、アナログ式でないこのアナログ式でない熱っていうのを、
1:18:09	組み合わせることができるように読めちゃうんですけど。
1:18:12	エリアを限定せずに、どこでも、
1:18:16	関西電力のエンドウですが、基本設計方針Part武藤さんのおっしゃる通りで、ここに入っていると確かにして部門の中に感知器についてはぬぐえないのも、三番の選定する見えますと思いますので、志間どちらかと言えばこのただし書き以降の話。
1:18:36	所の中で選定の話を書いたほうがいいのかというふうになら今ちょっと思ってますので、期待するかと思いますと、規制庁、
1:18:48	うちで言うと、7 ページの下段の今のただし書きところにはそう書いてあるんですよ。
1:18:55	なので、ここで、感知器と感知器と同等の性能の機器っていうところは、
1:19:02	分けていけばできるんじゃないかなと思ったんですけど。
1:19:06	そういうことでよろしいですね。
1:19:09	はい。
1:19:10	はい関西電力のエンドウで通おっしゃる通りです。その整理で大きいスズキでございます。
1:19:27	規制庁サツカワです。
1:19:30	同じく7 ページ目のところですけども、
1:19:38	ここのセット、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:42	先ほどの話にも近いような計算におけるこのただし書きの記載の中っていうのは、基本的には
1:19:49	エリアの限定っていうのがあんまりない記載になってると思ってるんですけども。
1:19:58	感知ここには感知器のその設計の考え方みたいなものも入っていて、
1:20:03	赤伝となり得るH設備の近傍っていうところの後ろに、
1:20:08	赤字で、または当該エリアの近傍に設置して、
1:20:13	というような文言が追加今回追加されてますので、ここの記載については、多分高放射線エリア、
1:20:21	もう想定して書かれたものだと思うんですけども、
1:20:25	他の場所っていうのもないかと想定される場所があるんでしょうか。
1:20:36	安全グループエンドウ
1:20:40	の装置電力エンドウです。サツカワさんのおっしゃるんです。以上です。
1:20:48	特にその他はありません。
1:20:51	規制庁サツカワです。了解いたしました。
1:21:14	ですが、
1:21:28	規制庁タナベです。
1:21:30	ちょっと私の方から質問が幾つかあるんですけども、
1:21:36	まず、補足資料のですね、2-1の部分及び2-4の部分についてですけども、
1:21:47	これについては
1:21:50	基本設計方針上に根拠があるのでしょうか。
1:21:56	ちょっと見つけれなかったもので、
1:21:59	伺いました。お願いします。
1:22:11	登録し、関西電力のオキタです。今ほどいただきました趣旨としましては補足説明資料の25ページ目から27ページに書いてあるような幹事長方法。
1:22:28	5規則にのっとってどのような設計をするかっていうことが基本設計方針に書いてあるかどうかというご質問でよろしかったでしょうか。
1:22:38	はい。規制庁タナベです。
1:22:51	関西電力のエンドウです。7月の末もう少しちょっと、25ページのその消防法施行規則に従って感知器提言する中の分析をして向いてると思うんですけど、具体的にどこの部分が、
1:23:06	わかり切るかAOPされてますでしょうか。
1:23:12	タナベです。具体的に言いますと、この凡例のところですねの煙感知器昇格の部分ですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:22	この件森井の部分とあと熱の部分ですね、次のBの部分。
1:23:28	これについては今までも肥料で図面とともに私のほうにきていますので、見てはいるんですが、
1:23:37	補足説明資料に載っているんですが、これを元になる、基本設計方針上には記載があるのかどうかということの確認です。
1:23:52	何か入力の特典拠点法線の中には今この細かい記載については記載していないのが現状になっております。
1:24:03	FRS今のご意見ほどしますと、こちらの現場で今の総合的市が
1:24:11	案件の撤去に当たるノの運用も閉じて、日本が介護、ここちょっと業界の
1:24:18	評価対象施設責任者までには制限してございまして、その具体的なこちらのあれに逃げるレベル、これは地域でいいというものではございません。
1:24:32	関西電力エンドウレーザの追加ですけれども、こういった形、補足のところも含めてですね、消防法施行規則に従ってというところで、今基本設計方針読めるのかなというふうに考えております以上です。
1:24:50	規制庁タナベRISそうすると、じゃあその消防法施行規則に基づくという部分にこの部分も含まれているというふうに認識をされている。
1:25:01	ということよろしいでしょうか。
1:25:07	例えばハマダれる通りに、
1:25:12	規制庁タナベです。
1:25:14	わかりました。
1:25:16	次にですね、
1:25:21	審査会合の資料の17ページも、
1:25:26	ところなんですけど、
1:25:34	その右下の青字で書いてある部分の、
1:25:39	要するにエリア内には感知器は設置しない部分についてです。先ほども、
1:25:47	何度もご説明いただいていることについては、作業員の被ばく軽減に関する説明は受けてますのでその辺はわかるんですが、
1:25:57	ここは常にもう立ち入ることができないが知ることが難しいという状況なのか。
1:26:06	もしくは、例えば、
1:26:12	提携などで立ち入ることができる。
1:26:16	場合もあり得るのか、そういった場合であれば感知器を設置することができるんじゃないかという疑問なんですけど、いかがでしょうか。
1:26:31	一般されるぐらいウシジマでございます。17ページの2ノ閉じて、少し駐車購買ラインですが、12ページがですね左のほうにこちらの方、関連PC必要があるという方で下にですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:48	ご覧いただいた場合に、原子炉格納容器の中のループ室とか加圧器室、そういう場合、所がございます。ここについては、認識がないんで教えない設置としては、そこにアスタリスクで下書いてありますが、これ今タナベを指摘されたような趣旨が、
1:27:07	止端産業に入ってまして、プラント運転中に非常に放射線量が高い値化した経験値がエリアの中の放射線量が低減してさっきのばさういったことに関連した場合に、この左側のところで、エリア内で整備することができる。
1:27:26	考えましたパール逆に右側の方ですね、非常にこのエンドウプラントの運転にかかわらず、年間通じて線量がいろいろなところでございまして、そこについては、失い使って一つのエリアの中に設置するのは難しいと。
1:27:44	いうふうに考えておるところもでございます。
1:27:47	すいません。ちょっと補足ですが以上です。
1:27:52	正常タナベです。
1:27:54	常時線量が高いということは理解しました。
1:27:59	そのことについてなんですけれども、例えばですね空気監視機器ですとか光ファイバーとか、
1:28:13	あとは煙吸引式とかですね、いろんな感知器があるんですけどもそういうことを総合的に考えた上でもうどんな感知器も設置不可能ということなんですか。
1:28:38	関西電力ヨシザワでございます。今日あるおっしゃられたような感知器方向の機器の減衰比というものを結べば下のない中にですね、莫大に出向というそういうこともある可能性はあるとは思いますが、
1:28:58	ここで記載しております運営につきましては、安全提出がないと、ここで火災防護の出資審査基準の趣旨からすると、このエリア、
1:29:15	外部の安全停止への影響はこれを早期感知できれば、基準の目的としては出せるのではないかとということで、ここ本日はワード考慮してというような希望と、
1:29:35	設計方針とさっき心配。
1:29:38	他電力のオキタから補足させていただきますけども吸引式であったりファイバーであっても、設置時であったり補修点検時っていうのは、同様に一般の作業の被ばくっていうのは発生しますので、これらを総合的に考慮させていただいて今の設計としております。
1:30:00	あ、
1:30:01	規制庁サツカワですすみません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:04	17 ページの今のフローのところで、補足的に説明をっていうか、注注意書きのところの内容だと思いますけど、そもそもこのフローの一番最後のYESNOの分ける重要な機器があるかないか。
1:30:21	ていうところで、このフローが分かれているように記載されてるんですけど。
1:30:27	それにプラスして低くなることもあるからっていう要件も含まれてるっていうような説明だったかと。
1:30:33	思ってるんですけど。
1:30:35	それはそういう理解でよろしいんでしょうか。
1:30:47	関西電力のオキタで引き続き挨拶型のおっしゃる通り、そういったものも含まれております。
1:30:53	規制庁サツカワですということは左側にいった赤字のやつは、重要な機器がある場所であるかつ線量が低くなることもあるっていうところで、左側に寄っているということですよ、青字の。
1:31:09	方の中には低くなることもある部屋っていうのはないんですか、確認させてください。
1:31:23	渡り廊下の経営基本的には00 書いてあるエリアについては、常時線量が高いと思います。
1:31:44	規制庁サツカワです。
1:31:47	ちょっと私が何かしら等理解が足りなかったら申し訳ないですけど、何かしらを置いてある案は、要するに何かを放射性量が高くなるようなものを置いてある部屋とかについてはそうなんだろうなという気はするんですけど。
1:32:06	燃料移送管室とか、体積制御タンク、具体的制御タンク下そうかもしれない。
1:32:14	何か廃棄物工とかだったら、ずっと物が置いてあるからそれは常時全量高いんだろうなっていう気持ちは理解できるんですけど。
1:32:24	上下することは基本的にないような提案になっているっていうことですか。
1:32:29	すいませんちょっと繰り返しの確認になって申し訳ないですけど。
1:32:36	関西電力の点について若干の条件はあるかもしれませんがけれども、基本的には全量下階内容とすべてとなっております。
1:32:48	規制庁サツカワです。わかりましたありがとうございます。
1:32:57	すいません規制庁のヤマシタといいます。
1:33:02	空気監視機能作動式分布型、
1:33:06	の感知器であれば、感知器自体をエリアの外に設置することで、点検時の被ばくっていうのを回避できるのではないのかなと思うんですが、
1:33:18	そのあたり、検討されてますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:27	ちゃんと全力のエンドウで凶金持ちおっしやる通り、そういったところもですね いろいろ内調べてね、総合的に考えてみて、安全性とその経済性も含めて、 今の整理としてます。以上です。
1:33:48	ということは規制庁ヤマシタです。
1:33:53	設置は可能ですが、それほど早期感知は求めない。
1:34:01	という認識でよろしいでしょうか。
1:34:05	機関電力の年齢順番の整理は、としてそのように整理させていただきました。 以上です。
1:34:14	規制庁の山下です。現時点のお考えとしては了解しました。
1:34:25	再編力現職 10 万ウシジマございます。浅部倍低いという話とですね、今後ば かりするファンBCチームがあるかどうかというところの部分というところで、 まずでしょうにもございますので、やはり安全率が違うところについては、
1:34:45	同月感じになり続けて計算を開始しようというところでもありますので、先ほ ど申しあげましたように、そういった技術の中の中になって、他に発言するよう な都合だけをちゃんと早期に管理するのであれば、右側のリーダー整理の近 傍のところ、
1:35:05	連通管雷を捕まえに関するところに私どもございます。
1:35:18	規制庁タナベですね。
1:35:20	そもそもですね、火災区域には異なる種類の感知器をつけるというのが前 提にあって、その中でですね、放射線が高いから、何か、
1:35:36	いい方法がないかっていうことで、いろいろこちらも考えてますそちらも考えて るところなんだと思うんですが、先ほどのヤマシタの質問にもあるんです が、その空気監視キーを設置をLanger
1:35:52	まあそれほど早期感知は求めないから、
1:35:58	設置はしないという考え方で今後もいく。
1:36:03	つもりでしょうか。お願いします。
1:36:10	トンネル部のエンドウです。OKでございます。
1:36:18	正常波です。わかりました。
1:36:28	規制庁サツカワです。
1:36:31	この 17 ページのフローに関してなんですけど、
1:36:35	このフローに示していただいている通り、
1:36:38	安全停止の
1:36:41	っていうところで振り分けをしておりますけれども、放射性物質の貯蔵閉じ込め に関しては、基本的に考慮しないっていうことでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:02	伐採電力のキャリア放射線量が高いエリアについては、おっしゃる通り、飲食7t必要な機器等があるかないかで多分しておりますので、予定と照明については考慮していないと定性的になります。
1:37:39	任されるウシジマでございます。4ぐらい説明があるかもしれませんが、ちょっと今のところに基づいて仕分けたグリッパですね、右側の放射線量の影響、原管通じて高いようなところについては、エリア近傍で考えるということになります。
1:37:58	この18ページの漫画でも見ていただきますようにですね、ある意味、総線量の高いタンクだとかインターといったものがあるその部屋の真ん中に定款事業で設置するというのが、さっき言った避けて、
1:38:16	入口の時期で何とか感じを受けているという設定でございますので、その点もこちらネットワークいただきたいと考えます。
1:38:29	規制庁サツカワです。考え方自体は理解しました。ご承知だとは思いますが、当然、火災防護基準の方にもは安全停止だけでなく、貯蔵、閉じ込めの
1:38:46	構築物系統及び機器が設置されている火災区域ってところについても、
1:38:50	定められていると思っていますので、
1:38:55	しっかり気相部のことを意識されて設計されているということだと思っておりますけれどもそこについても説明が今後必要だと、必要になってくると思っています。
1:39:10	はい、ありがとうございます。関連資機材でございます。以前ここ事務機器を出してですね、ここですまではこのペーパーという思っておりました議論に陥ることがありまして、やはりコミュニティとして網羅的にしているし、
1:39:30	それ心配しておりまして、その対比結果、これ今回、
1:39:37	対応したいと考えていることとありますという議論ではないと思っております。
1:39:47	規制庁スズキ
1:39:49	はい規制庁スズキです。
1:39:52	それについては理解するしているつもりなので、
1:39:56	先ほどモリヤから質問の答えになってないって言ったように、早期感知、それから網羅性ここはちゃんときっちり説明していただかないと基準適合判断できませんので、
1:40:09	そういう観点でちゃんと説明してください。
1:40:19	はい。関西ウシジマでございます。先ほどモリヤ市長の方からもそういうパンチの前例とこの部分についてはきちんとした形になってもいいというやりとりがあったことの受けとめておりますので、はい。審査会合等でもきちんとそういうちゃんと策定の考え方を設置します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:45	規制庁サツカワです。とりあえず、資料 2 の関係については質問とコメントリスト、資料の関係については一通り終わりですけれども、資料 1 の説明等が説明がまだだと思えますけれども、
1:41:01	資料 1 について説明をお願いします。
1:41:07	財務関西電力のオキタです。資料 1 につきましてはスケジュールのほう生活いただいて、本日が 11 月 27 日ということで、データ概要ポイントを届け書のほうで説明させていただきました。
1:41:23	次回審査会合の税務 12 月 8 日で承っておりますので、このタイミングで全体会議があっただきまして、今いただいているコメントの回答をさせていただこうと思っております。
1:41:36	12 月の 30 名に補足説明資料でもありがついてるんですけども、本来等耐震関係できるまでできない箇所がありますので、その内容について、12 月 10 名 NISA のヒアリング等でさせていただければと思っております。
1:41:54	次回の審査会合で大体の主なコメントが終わりましたら 12 月の予習名 12 月末に対象補正で爆発させていただこうかと思っております。次、一番下の改善につきましては順次出させていただいておりますので、内容確認いただいていると思っております。
1:42:14	説明としては以上です。
1:42:24	規制庁サツカワです。
1:42:26	もう配置図面と個数の話ですけど、先週いただいた記憶がちょっと覚えになっているんですけども、
1:42:37	もう一つ、こちらの認識としては出されたっていう認識であれば、これが特定店名資料の中にいっぱい直せる追加させていただいておりますので、ちょっと業者の方にはその旨伝えていたんですけども、
1:42:55	承っていないんでしょうか。規制庁させまして、ヒアリング資料の中に入っているこの補足説明資料の中に配置図面のセキの部分も含まれてるってことですか。よろしいですか。
1:43:08	はい、そうすれば問題ありません。
1:43:12	改正承知いたしました。
1:43:15	で、あと、ちょっと今後の審査会合までのスケジュール感な確認なんですけれども、
1:43:22	今日幾つか資料の整理の話とかも出たと思うんですが、
1:43:29	それについてはいつごろまでにですし修正 bar というか、資料提出される見込みでしょうか。
1:43:42	関西電力の布田です。来週、12 月の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:49	2日までには提出を確認いただくかと思っております。
1:43:59	です。
1:44:03	なんか、
1:44:04	今日のヒアリング資料からあんまり大幅に減り、
1:44:09	変えてそのタイミングで提出ってなると、ちょっとこちらとしても、審査会合までの期間が1週間で切っている状況で提出されるとなかなか厳しいので、資料の修正については、minimumでいいと思ってるんですけども、
1:44:25	そうそうだとしても、もうちょっと早めることってできないですかね。
1:44:30	ちょっとこれはお願いになってくるんですけど。
1:44:34	関西電力のエンドウですと今日いただいたコメントの部分のやつと、あとは早期感知と村瀬の話があって、米の集計はアクリルなどを持ってんですけども2年目の総負担してもらうについてはステイがなり思いに宿題だと認識し、
1:44:52	そしてそれに結構時間がかかるなと思っておりましてまでですが、minimumでいくとするならばもう少し早めることはできるんですが、やっぱりちょっとしつかりとした説明ってなると、今度に落とさずそういった
1:45:10	大学だけ書いといて補足説明とかのところで時間的にすることなのでしょうか。
1:45:18	違う時間稼ぎとはっきり言われちゃうと、
1:45:22	規制庁スズキです。
1:45:25	関西電力が時間を稼ぐ稼がない問題がなくてですね、我々審査会合ぶっつけ本番でやるのかそれとも、
1:45:35	きっちり事実確認を取った試料でやるかっていう違いだと思うんですね。
1:45:43	事実確認を取った上で、審査すべき事項を審査会合でやるというのは、とてもわかりやすくいいんですけど。
1:45:52	そうじゃない部分も当然出てくるので我々今回で終了できると思ってなくてですね、実際のところ、
1:46:02	また次回もあるかなっていうふうに思っているんで、
1:46:05	間に合わなければ間に合わないで構わなくて、今回できるところをきっちりやる。
1:46:12	つもりで、
1:46:13	そこに注力していただいたほうがいいかなっていうことで、minimumって言い方をしました。
1:46:22	安全レベル1でございます。今のおっしゃってる点を受けとめますと、例えばですね、4セキ方針でインプリのところ、つまり側道が悪いからやはりちょっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	と誤解を招かないように修正するであるとか、そういったところの修正は加えさせていただきます、
1:46:42	ただ、今日ぶつけていただいた、例えば空間式であるとか挿管賃貸する問いかけそれに対する答えはですね、ちょっとこの資料につきましますと、時間的に難しいと考えましたので、早期に対応できるの主催で、
1:46:59	対応するということにしたいと思います。
1:47:05	規制庁サツカワです。そうしていただけるとありがたいです。
1:47:11	遅くともついた1日Gぐらいをめどに
1:47:17	提出いただけるような形で修正のほどお願いいたします。
1:47:23	離れるときで示しました。
1:47:29	はい。
1:47:49	すいません規制庁のセキですけれども、ちょっと今日もやりとり聞いていて、ちょっと申し上げたいことはあるんですが、ちょっと事実確認の域を越えてしまっりまうので、
1:48:06	そのことについてはちょっと
1:48:09	今非常に感じて懸念に関しては審査会合の場で私は切って申し上げたいと考えております。
1:48:16	その上で、
1:48:18	事実確認。
1:48:21	だけの部分に関して言えば、先週、
1:48:25	鈴木から申し上げた先週じゃない前回スズキから申し上げていると思いますけれども、
1:48:32	来載せ
1:48:34	物としてどのくらいもつのかっていうところがまだ定量的にあるされていませんし、15ページの部分の(2)の部分ですね。
1:48:45	それから10E15ページの1のところの定義についてもこの区分の3っていうのは発電所歩いていけば誰でもわかるような話として私は理解をしていますけれども、
1:48:56	先ほど、
1:48:58	火砕物の方からも、
1:49:00	引き合いありましたけれどもこういう区分3というところでも、定検中は下がるであるとか、
1:49:12	22ページの例示のところを出していおりますが、おられますけれども炉内計装シンプル管配管室なんていうのも、炉内計装の炉内に入れておけば入口でそんなに上がるのかなあっていう素朴な疑問を私自身は感じ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:29	るところですねそういうところがちょっと定量的に示されていないというのは、非常に私たちも議論する上で支障になっているというところでもあります。そのところは十分ご認識をいただいて、資料のほうを策定していただきたいと思います。
1:49:45	私から以上ですが何かありますか。
1:50:00	出せるウシジマでございます。ただいまセキ様のおっしゃった事実確認として、ハマダのところというところも含めましたので、資料の中で反映を検討して参りますし、
1:50:16	はい、お願いいたします。はい。
1:50:23	規制庁サツカワです。ではコメントの確認を最後して終了にしたいと思いますので、資料の
1:50:32	共有をお願いします。
1:50:39	体力の係数少々お待ちください。
1:51:00	渡り塾のキャリア画面のほう表示されておりますでしょうか。規制庁サツカワで請願表示されてますが、ちょっともうちょっとコメントのところを大きくしていただけると表示していただけるとありがたいです。
1:51:24	遊びに行くのか、1人聞こえておりますでしょうか。サツカワです。ごめんなさい言ったのがしゃべってました。ちょっと見えてますが、もうちょっとコメントの部分を決めて表示していただくことができますでしょうか。ありがとうございます。
1:51:41	個目の確認させていただきます。三ついただいたとっておりにましていただく目が基本の方針のアナログ式でない熱感知器の液体っていうのが、探知基準での基本設計に入ってるように読めるはね、記載内容を検討すること。二つ目が、放射線量が高いエリアの換気の掃気パンツ等をらせん
1:52:01	について改めて説明すること。最後は、おっしゃられた機器の体力感知器、感知器の耐力、
1:52:11	耐力は恒設飲料が高いエリアの設定についてしっかり説明されていないため改めて説明すること、以上3連動努力が変わればお願いいたします。
1:53:02	以上です。
1:53:05	規制庁スズキです。2番目は、改めて説明してくださいっていうことを求めてるんじゃないくて、
1:53:13	適合性を最終的にまとめてくださいということです。
1:53:30	規制庁スズキ
1:53:34	次回の審査会合までいいとかそういうことやって最終的にまとまればいい。
1:53:41	それをいつまでにやるかは関西電力として、
1:53:45	いただければいいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:48	相方英語で承知いたしましたありがとうございます。
1:54:04	はい。
1:54:08	はい、規制庁サツカワです。こちらから何かございませませんが、関西電力から何かありますでしょうか。
1:54:22	ちょっとIMCまでございます。どうもありがとうございました。先ほど先生にサツカワ様からの提出についても確認されたところで、繰り返しになりますが、本日1日に私どもで修正できるところで、審査会合の資料をヤマシタ神戸
1:54:42	形状が1日も出すということで頑張らせていただきたいと思います。
1:54:47	以上でございます。規制庁サツカワです。ちょっとたびたびで申し訳ないですけど、1日の常識的な時間内に提出をお願いします。出張とか別になって長期で不在になったりする人もちょっといるので、
1:55:05	しっかり関係者に配るだけの時間を、常識的な時間の中でよろしく願います。
1:55:13	はい、佐口でございますのでも含めて承りました。終わります。はい、お願いいたします。
1:55:20	では警察では本日のヒアリングは以上にしたいと思います。ありがとうございました。
1:55:28	ありがとうございました。
1:55:36	近い話でしょんね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。